

茂原市農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 令和6年9月9日（月） 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
5番 深山理	6番 森川善仁
7番 齋藤輝児	8番 小川克巳（第二副小委員長）
9番 糸久敏秀	10番 小高一夫（第一副小委員長）
11番 光橋正人（第二小委員長）	12番 八角徳政（第一小委員長）
13番 杉浦文子（会長職務代理者）	14番 鬼島一郎（会長）

出席推進委員 14名

吉井一夫	島田喜昭	小高明	若菜敏郎
林壽一	深山文雄	風戸茂樹	河野喜昇
伊東忠司	小倉敏行	長谷川理成	鬼原一
金澤哲	杉崎茂		

4 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一	係長 片岡雄一
係長 芝崎一郎	主査 鈴木秀彦	副主査 吉田茂則

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 8件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 4件
- ・旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- ・農用地利用集積等促進計画の意見回答について

6 報告

地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第10回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が4件、農地法第5条の規定による許可申請が8件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が4件の計16件、続いて旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、また、農地利用集積促進計画の意見回答についてご審議していただきまして合計18件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第10回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は5番深山委員、6番森川委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは農地法第3条の規定による許可申請について1号議案から4号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

1号議案です。申請地は台田字祝成地先外1筆、畑210㎡を売買しようとする申請です。買受人は台田の★★さん、売渡人は上茂原の★★さんです。申請理由は、自宅より近いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてみかんと柿を栽培します。

ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として肥料代等で5千円を見込んでおります。生産した果樹類は全て自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、刈払機、噴霧器を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は七渡字関端地先、畑497㎡を売買しようとする申請です。買受人は東郷の★★さん、売渡人は七渡の★★さんです。申請理由は、自宅の隣接地のためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてじゃがいも、さつまいも、玉ねぎ、トマトを栽培します。

ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として苗代や肥料代で1万円を見込んでおります。生産した野菜類は全て自家消費となります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、草刈機を所有しております。また耕運機を1台リースにて確保いたします。労働力、技術については、世帯員1名で従事いたします。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬を使用する場合は、隣地に飛散しないように気を付けるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は小林字角谷地先外3筆、田2176㎡を売買しようとする申請です。買受人は小林の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。

申請理由は、申請地の中に今まで耕作していた土地があるためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて、稲及び根菜類を作付けします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植機、コンバインを所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

なお、9月4日に現地調査したところ、3箇所が荒地地となっていました。申請人に確認したところ、総会までに草刈りが終わらず、今月は保留にしてくださいということでしたので報告いたします。

続きまして4号議案です。申請地は庄吉字西谷地先外2筆、田834㎡、畑77㎡を売買しようとする申請です。買受人は庄吉の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、職場で自然薯を栽培しており、自宅前の土地でも栽培したいとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて自然薯及び路地野菜を栽培します。

ここで営農計画のチェック表をご覧ください。経費として苗代や肥料代で2万円を見込んでおります。生産した自然薯や野菜類は全て自家消費となります。また、袖ヶ浦市で自然薯の栽培をしている旨の上申書が添付されております。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、刈払機を所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事いたします。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、使用農薬の種類や使用のタイミングなど、近隣の農業者への影響が考えられる場合、相談をして使用するようにしたいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第二 小委員長 小委員会の審議結果を報告します。1号議案、小高い山の中腹のような土地で、すでに栗、柿、みかんの木が植えられて、下刈りも済んでおりますので許可となりました。2号議案、家庭菜園的に野菜を作りたいということで許可となりました。3号議案、4筆の内、1筆は稲を植えてすでに耕作している状態ですけど、残りの3筆は雑草が繁っている状態で草刈りが総会までに終われば許可、終われなければ保留ということになりました。先程、草刈りが終わらないと事務局から報告がありましたので、保留で処理したいと思います。4号議案、自分の家の入口の所に面しており、自然薯等の野菜を栽培するというので許可となりました。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 場所的には小高い山の中腹で野菜は無理かもしれませんが、果樹であれば大丈夫だと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 自宅に隣接していますので、作業はしやすいかと思います。少し小高い場所なので、上り下りは大変かと思いますが、すでに栗や柿が植わっておりますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案

	は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	家が建っている奥に結構広い農地があり、そこで家庭菜園をやるということですので、許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地は少し雑草が繁茂しておりましたが、家庭菜園的に野菜を作るということですので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地は草刈がされておまして、★★さんは住所が東郷となっておりますが、今現在は七渡にお住まいなんでしょうか。
事務局	これから住所を移すそうです。
★★委員	実際には住んでらっしゃいますか。
事務局	はい。
★★委員	耕運機や草刈り機をお持ちですので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。先程、光橋小委員長から報告がありましたが、来月の総会までに草刈りは何とかかなりますか。
事務局	今月の連休の時に頑張りたいと聞いております。
会長	そういうことでございますので、3号議案ですが、1ヶ月の保留ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は1ヶ月の保留ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	自宅に入る両側の土地で、現在、小さい草が生えておりますが、それ程荒れているわけでもなく周囲に影響もないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	道路に面した所で日当たりも良く、自然薯を作るのに適していると思います。許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について5号議案から16号議案の説明を事務局よりお願いします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。 第5条ですが、農地の転用及び権利の移動を伴う案件となります。 はじめに5号議案です。申請地は大芝一丁目地先、畑165㎡です。綱島の★★さ

んが、大芝の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、家族で暮らすにあたり、現住所から近く生活に便利で良好な住環境であるためとのことです。事業計画として、建築面積68㎡の平屋建て住宅を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内であり第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は汚水を公共下水道接続、雨水を道路側溝へ放流です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おまして、同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて6号議案です。申請地は中善寺字榎木作地先、田739㎡です。長生村の★★さんが、中善寺の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受け、一時転用の許可を得て作業用地とする申請です。申請理由は、ガス管の老朽化に伴う引替工事の作業をするためです。土地選定理由は、工事箇所の近傍地権者から承諾を得られたためです。事業計画として、周囲に簡易フェンスを施し土木シートを敷き、その上に鉄板を敷設し、進入路及び積卸スペース、掘削土仮置場等を設ける予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性については、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から道路占用等許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透です。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おまして、同意を得ております。一時転用期間は令和7年9月30日までであり、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があることについては、添付された必要書類で確認しております。

続いて7号議案です。申請地は中善寺字万作地先、田775㎡です。長生村の★★さんが、千葉市の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受け、一時転用の許可を得て作業用地とする申請です。申請理由は、ガス管の老朽化に伴う引替工事の作業をするためです。土地選定理由は、工事箇所の近傍地権者から承諾を得られたためです。事業計画として、周囲に簡易フェンスを施し土木シートを敷き、その上に鉄板を敷設し、進入路及び積卸スペース、重機置場等を設ける予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、農用地区域内にある農地であり、原則、許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から道路占用等許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透です。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おまして、同意を得ております。一時転用期間は令和7年9月30日までで、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて8号議案です。計画変更申請の13号、14号議案と一体計画となりますので併せて説明いたします。

申請地は下永吉字大谷地先外2筆、畑305㎡と田139㎡、合計444㎡です。立木の★★さんが東京都の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は、3筆とも昭和50年5月23日付けにて住家用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的が実現できなくなったため計画を変更するものです。申請理由は現在借家住まいのため、土地選定理由は申請地が住居専用地域にあたり上下水道も整備されているためとのことです。事業計画として、建築面積144㎡の木造2階建て住宅を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内のため第3種農地となります。第3種農地の場合、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は汚水を公共下水道に接続、雨水を市道側溝へ放流です。確認が必要な隣接農地所有者1名おまして、同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があることについては、添付された必要書類で確認しております。

続いて9号議案です。計画変更申請の15号、16号議案と一体計画となりますので併せて説明いたします。

申請地は下永吉字大谷地先外1筆、畑153㎡です。中の島町の★★さんご夫婦が、神奈川県★★さんから土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請地は昭和50年1月23日付けにて住家用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的の実現ができなくなったため計画を変更するものです。申請理由は、道路の向かい側で店舗を営んでおり、従業員及び来客用の駐車場が不足しているためです。土地選定理由は、店舗に近いからです。事業計画として、駐車場4台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内のため第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おまして、同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて10号議案です。申請地は猿袋字向田地先、田1,755㎡のうち約150㎡です。茂原の★★さんが、猿袋の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受け、一時転用の許可を得て水路を横断する送水管更新工事に伴う大型車迂回路及び作業用地とする申請です。申請理由は、水路横断管が経年劣化し、ステンレス製送水管に更新するためです。土地選定理由は、地権者から承諾を得られたためです。事業計画として、シートを敷き、その上に鉄板を敷設し、大型車迂回路及び資材仮置場を設ける予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、農用地区域内にある農地と判断され、原則、許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請にあたり、市土木管理課から道路占用等許可書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水のみで自然浸透

です。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。一時転用請期間は令和7年3月31日までで、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて11号議案です。申請地は小林字南向田地先、田1, 157㎡です。高師の★★さんが、東郷の★★さんより土地を買い受け、貸店舗用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、商業エリアの中心地であり角地でアクセスがしやすいことや間口が広く駐車スペースの確保がしやすく、需要が見込めるためです。事業計画として、建築面積199㎡の貸店舗1棟と駐車場19台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内であり第3種農地と考えられます。第3種農地の場合、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は、汚水を公共下水道に接続、雨水を既設及び新設する道路側溝に放流です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて12号議案です。申請地は小林字西ノ前地先、畑337㎡です。高師の★★さんが、小林の★★さんより土地を買い受け、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は高師地区に近く、通勤通学に便利な立地で需要が見込めるためです。事業計画として、1区画の宅地分譲とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内にあり第3種農地と考えられます。第3種農地の場合、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は、汚水を公共下水道接続、雨水を道路側溝へ放流です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上です。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第二
小委員長

小委員会の審議結果を報告します。5号議案、大芝の土地区画整理地内でありまして、住宅建設を目的とした場所ですので許可相当となりました。6号議案、ここは1種農地ですが、工事のための一時転用ということで1種例外規定に該当するので許可相当となりました。7号議案、ここも一時転用ということで許可相当となりました。8号議案ですが、13号、14号議案の計画変更申請と併せて協議しており許可相当となりました。9号議案ですが、15号、16号議案の計画変更申請と併せて協議しており、隣りで店舗をやっている方が駐車場として購入したいということで許可相当となりました。10号議案、工事車両を迂回する場所が必要とのことでの申請で、現地は営農されておりますが稲刈り後に工事に入るとのことでの許可相当となりました。11号議案、周りは店舗になっている用途地域内ですので許可相当となりました。12号議案、土地区画整理地内ですので許可相当となりました。以上です。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現地は住宅地で住宅のために作られたところですので問題なく許可相当でよろしいと思います。

会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは5号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	申請が一時転用で元の農地に復元するということですので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	一時転用での申請ということと、復元誓約書が提出されて例外的に許可しうということで許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは6号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	この場所は段差があるので、シートと鉄板を敷いただけでは段差の解消は出来ないと思いますが。
事務局	土地利用計画では、車両出入口に土のうを設置して高さ調整をした後に、シートと鉄板を敷く計画となっております。
★★委員	分かりました。申請は一時転用ですので問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	作業用地の一時転用ですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは7号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案と一体計画の計画変更申請の13号、14号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地は中の島に隣接した土地で用途地域ですので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	用途地域で下水道が入っており、住宅を建てるには適したところですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	住宅地の一角で用途地域でありますので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案と一体計画の計画変更申請の13号、14号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは8号議案と一体計画の計画変更申請の13号、14号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案と一体計画の計画変更申請の15号、16号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員	8号議案のすぐ隣の土地ですので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	8号議案に隣接した土地で用途地域ですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	買受人は隣りでお店をやっておりまして、その来客用の駐車場とのことですので許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案と一体計画の計画変更申請の15号、16号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案と15号、16号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地はまだ稲刈りがされていない状況でした。また、道路が狭いとのことでの申請ですが、申請人は他の場所で何度か一時転用の許可を得ていて、完了後の復元もきれいにやっていますので許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	今日、見てきたんですが稲刈りが終わっております。期間が年度末までとのことで、耕作も間に合いますので問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	一時転用の期間が年度末までと定められているので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	現地は国道から少し入ったところで周りは商業地になっていまして、低くなっており水が常時、溜まっている土地です。その辺も解消できますし用途地域ですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	私も現地を見まして、説明のとおりの内容を確認していますので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	この場所は何十年と耕作していない田でして、すぐ水が溜まる状態の場所です。用途地域で3種農地でありますので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。11号議案ですが、小委員会及び意

見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は土地区画整理地で用途地域内であり住宅が密集して建っておりますので、問題ないと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。12号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして17号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定) ご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは17号議案については承認とさせていただきます。続きまして18号議案、農用地利用集積等促進計画の意見回答についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号農用地利用集積等促進計画の意見回答についてご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは18号議案については承認とさせていただきます。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。